

受けよう!

# 特定健診



特定健診は、メタボリックシンドローム（メタボ）に着目して、生活習慣病を調べる健診です。生活習慣病は自覚しないうちに進んでいます！毎年、特定健診を受けていると、体の異常や変化に、いち早く気づくことができます。国民健康保険に加入している皆さん、健診を活用して大切な健康を守りましょう。

## 対象

- ・ 4月1日時点で、国保に加入している40～74歳の人
- ・ 健診当日に国保の資格がある人
- ※平成27年度に国保の人間ドックや脳ドックを受診した人、または受診予定の人は特定健診を受けられません。
- ※4月2日以降に国保に加入して、受診を希望する人は、国保年金課までご連絡ください。

## 健診内容

- 問診 ■身長・体重・腹囲測定 ■血圧測定 ■尿検査 ■心電図検査 ■血液検査 ■医師による診察
- ※医師が必要と判断した人には、眼底検査をします。

## 持ち物

国民健康保険証、特定健診受診券  
※受診の際、必ず両方持参してください。

## 料金

1000円

※市民税非課税世帯の人は無料です  
(事前に実施医療機関などに申し出てください)。



特定健診マスコットキャラクター「コーケン君」

定期的に受診しましょう！

## 特定健診の受け方

### ①「個別健診」を希望する場合

【とき】 5月1日～12月10日

【ところ】 富士・富士宮市内の指定医療機関

【申込方法】 直接、受診する医療機関にお問い合わせください。

※詳しくは、4月下旬に発送した案内をごらんください。

### ②「地区健診」を希望する場合

【とき】 6～9月

【ところ】 各地区まちづくりセンターなど

【申込方法】 4月下旬に発送した案内に記載されている申込専用電話で予約してください（先着順）。

### ③「土曜健診」を希望する場合

【とき】 5月30日、6月13・27日、9月12日、10月24日

【ところ】 フィランセ西館

【申込方法】 4月下旬に発送した案内に記載されている申込専用電話で予約してください（先着順）。



## ★後期高齢者医療保険に加入している人へ

4月下旬に桃色の封筒で後期高齢者医療制度による健康診査の受診券と案内を発送しました。

## ★国保以外の人へ

特定健診・特定保健指導は、各医療保険者に義務づけられています。受診を希望する人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

## 【問い合わせ】 国保年金課 ☎(51)2521

特定健診などについて

☎(55)2751

後期高齢者医療制度による健康診査について  
☎(55)2754

平成27年9月末で終了!

## 国民年金保険料「後納制度」をご利用ください

過去10年以内の納め忘れれた国民年金保険料を、平成27年9月までに限り納めることができます。

※本来、納付期限から2年を経過した納付対象月の保険料は、時効消滅により納付できません。

### 【保険料を後納するメリット】

- ・ 年金の受給資格が得られる可能性があります。
- ・ 将来受け取る年金額がふえます。

### 【利用できる人】

- ① 20歳以上60歳未満の人で、10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある人
- ② 60歳以上65歳未満の人で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
- ③ 65歳以上の人で、年金受給資格がなく任意加入中の人など

※60歳以上で、老齢基礎年金を受給している人は、申し込みできません。

## 注意!!

- ・ 平成24年度以前の保険料には、当時の保険料に一定額の加算額が付きまます。
- ・ 保険料は、最も古い分から納めていただきます。
- ・ 後納制度を利用した保険料は、平成27年9月までに納付してください。

## 後納の申し込み・問い合わせ

富士市役所 国保年金課国民年金担当

☎(55)2755 ☎(51)2521

日本年金機構富士年金事務所 国民年金担当

☎(61)1600 ☎ <http://www.nenkin.go.jp>

